

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員がはたらきやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 9 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日までの 8 年間

2. 内 容

目標 1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の
周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・平成 29 年 9 月～ 育児介護休業法に基づく育児休業や、短時間勤務制度、時間外労働免除制度、雇用保険法に基づく育児休業給付などの諸制度をパンフレット等を利用して周知する。

目標 2 育児休業等を取得しやすい環境づくりの推進。

<対策>

- ・平成 29 年 9 月～ 育児休業中の社員に対し職場復帰のための面談を行い業務内容や業務体制の見直しを含め円滑な職場復帰ができるようにする。